

■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 H12(2000)12月

基本理念

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

国・地方公共団体・国民の責務

国や地方公共団体は、さまざまな場を通じて国民がその発達段階に応じた人権尊重の理念を理解し、体得できるよう、人権教育・啓発活動(人権尊重の精神の涵養教育・理念の普及と理解)を実施することを責務とした。また、国民においても、「人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」とし、努める責務を有するとした。

■人権教育・啓発に関する基本計画 H14(2002)3月

人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に当っては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。

○人権一般の普遍的な視点・・・

人権尊重の理念 生命尊重 自己理解と他者理解 etc

○各人権課題・・・

(1)女性 (2)子ども (3)高齢者 (4)障害者 (5)同和問題 (6)アイヌの人々 (7)外国人 (8)HIV 感染者・ハンセン病患者等 (9)刑を終えて出所した人 (10)犯罪被害者等 (11)インターネットによる人権侵害 (12)北朝鮮当局による拉致問題等 (13)その他(以上の類型に該当しない人権問題, 例えば, 同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など, その他の課題についても, それぞれの問題状況に応じて, その解決に資する施策の検討を行う。)

■長野県人権政策推進基本方針 H22(2010) 2月

人権政策の
基本理念

本県の人権政策は、「人間の尊厳」を原点到、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会の実現、すなわち「人権が尊重される長野県づくり」を基本理念とします。

なお、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、県民一人ひとりが各人の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが大切です。

そのため、県民一人ひとりが日常生活の中で当たり前のこととして人権を尊重した発言や行動ができるよう、人権を尊重する意識を育みます。

また、人権の視点に立って施策を推進し、県民一人ひとりの主体性や能力が発揮され、自己実現、自立、社会参加のできる社会環境を整備します。

人権施策の方向性

- 人権の視点に立った行政の推進
- 様々な場を通じた人権教育・啓発の推進
- 人権相談・支援体制の充実

分野別施策の推進

- 同和問題 ○外国人 ○女性 ○子ども ○高齢者 ○障害者 ○HIV感染者・ハンセン病元患者等
- 犯罪被害者等 ○中国帰国者等 ○様々な人権課題 ○インターネットによる人権侵害

松本市

■松本市部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃と人権擁護に関する条例 平成11年3月

目的

この条例は、すべての国民に基本的人権の享有と法の下での平等を保障した日本国憲法の理念及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とした世界人権宣言の精神にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって明るく住みよい松本市を築くことを目的とする。

市の責務

市は、前条の目的を達成するために必要な施策を実施するとともに、行政のすべての分野において、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

市民の責務

市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に積極的に協力するとともに、自らも人権侵害となる行為をしないように努めるものとする。

教育及び啓発活動の充実

市は、市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さない世論の形成に寄与するため、人権に関する教育及び啓発事業への取組みを図るものとする。

■松本市第11次基本計画 令和3年8月(令和3年度～7年度)

基本理念	豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都	
重点施策	①ゼロカーボン ②DX・デジタル化	
基本施策	3-5	多様な人権・平和の尊重
	3-6	ジェンダー平等社会の実現
	3-7	国際化・多文化共生の推進

人権尊重の推進

一人ひとりの人権が尊重され、共有することができる差別のないまちを目指します。

施策の方向性

- ・すべての人が年齢、国籍、人種、民族、性的マイノリティ、障害の有無に関わりなく、違いを認め合い、多様な個性と人権を尊重する意識の醸成に向けて取り組みます。
- ・男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の把握と取組み事例のPRにつながる仕組みの検討、男性の育児休暇の取組みを呼びかけます。
- ・国籍を問わず、市民一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる多文化共生社会の実現を目指します。

目標実現に向けた主な取組み

- ・地区人権啓発推進協議会人権学習事業
- ・企業人権啓発推進連絡協議会人権講座事業
- ・男女共同参画計画・女性活躍推進計画の推進
- ・多様な性の理解推進・啓発事業 ・パートナーシップ宣誓制度
- ・多文化共生事業 ・多文化共生プラザ運営事業 ・国際交流推進事業